

(設置)

第1条 豊島区が購入、寄贈、寄託により収集する、美術品及び美術に関する資料(以下、「美術品等」という。)の選定・評価、及び豊島区が収蔵する美術品等の活用を適正かつ円滑に行うため、豊島区美術品等収集・活用委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱で取り上げる美術品とは、池袋モンパルナス(1930年代から1940年代)を中心に活動した作家の作品で、かつ美術史的評価及び文化的資産価値を有するものをいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議する。ただし、「豊島区立熊谷守一美術館条例及び同条例施行規則」に基づき取り扱う美術品等に関する事項、「庁舎まるごとミュージアム美術品等所蔵品収集及び管理要綱」に基づき取り扱う事項については、この限りではない。

- (1) 美術品等の収集方針に関すること。
 - (2) 美術品等の選定、学問的価値と評価額、その真贋に関すること。
 - (3) 豊島区が所蔵する美術品等の活用・処分に関すること。
 - (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 委員会は前項第1号の収集方針について、次の各号に掲げる基本方針に基づいて審議するものとする。
- (1) 収集の範囲
 - ア 池袋モンパルナスに関連する作家の美術品等の収集
池袋モンパルナスに関連する作家の作品を収集し、さらにそれらと影響関係がある関連作家の作品も加える。
 - イ 豊島区ゆかりの作家の美術品等の収集
豊島区ゆかりの作家及び作品で、その芸術性、文化性が高く評価されているもの。また、豊島区に関連する美術史を概観できる作品の収集を行う。
 - ウ その他、特に美術資料として適すると思われるもの
 - (2) 収集の方法
収集の方法は、購入、寄贈、寄託によるものとする。
- 3 委員会は次の各号に掲げる選定及び評価の基準に基づいて審議するものとする。
- (1) 豊島区に関連のあるきわめて価値の高いものであること。
 - (2) その他、豊島区の文化振興上特に必要と認められるものであること。

(組織)

第4条 委員会は5名以内の委員で組織する。

2 委員は、美術に関する学識経験者のうちから区長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任委員、又は新たに必要が生じたため委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名を置き、委員相互の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は必要に応じて文化スポーツ部長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員は、自己の利害関係を有する美術品等の審議にあたっては、委員会に加わることができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員会における審議事項について、委員会は審議の結果を速やかに区長に書面で報告しなければならない。
- 7 委員会の審議事項のうち、緊急を要するもの又は軽易なものについては、回議により意見を聴取することにより、委員会の審議に代えることができる。

(個別部会)

第8条 委員会に、細部にわたる検討を行うための個別部会(以下、「部会」という。)を置くことができる。

2 部会員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

- 3 部会の会議は、必要に応じて文化スポーツ部長が招集する。
- 4 部会は、部会長を互選し所掌の検討作業を行う。
- 5 部会長は、特に必要があると認めるときは、部会員以外の者の意見を聴くことができる。
- 6 部会は、随時、検討結果を委員会に報告する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、文化スポーツ部文化事業課において処理する。

(委任規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。

(要綱廃止)

- 3 豊島区「小熊秀雄作品」収集委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。